

証明書発行機関に関する規程

1. 証明書発行機関の認定の概要

証明書発行機関としての認定は、希望する者の申請に対し、農林水産省消費・安全局長及び水産庁長官による審査結果を踏まえ、証明書発行機関として適切であると認められる場合に行う。証明書発行機関は輸出者の申請に基づき、証明書を発行するものとする。

2. 証明書発行機関の認定申請

証明書発行機関は、以下(1)に掲げる要件を備える者であり、(2)の申請書類の提出により、証明書発行機関としての認定を受けることができる。

(1) 証明書発行機関としての要件

ア 証明書発行機関として適格である者として次に掲げる事項をすべて満たしているものであること

- ①法人格を有すること
- ②証明書発行業務を行う方針、手続及び運用が差別的でなく、客観性及び公平性を確保するための組織運営機構を有すること
- ③証明書発行業務とその他の活動とを区別する方針及び手続を有し、関連機関の活動や営利的、財政的その他の圧力に影響されないこと
- ④証明書発行業務を実施する上で十分な能力を有する人員及び設備を有すること
- ⑤証明書発行機関としての業務が財政的に可能であること
- ⑥証明書発行業務に係る記録を適切に作成、保管するための手続及び業務の過程で得られる情報の機密を保持するための適切な手続を内部文書として有すること

イ 証明書発行申請者との利害関係を有しない者として、次に掲げる事項を全て満たしているものであること

- ①証明書発行機関と証明書発行申請者が利害関係者となることがないこと
- ②株式会社である場合にあっては、証明書発行申請者が証明書発行機関やその親法人(会社法(平成17年法律第86号)第879条第1項に規定する親法人をいう。)に属することがないこと

②代表権を有する役員が、証明書発行申請者の役員又は職員(過去2年間に当該証明書発行申請に係る者の役員又は職員であった者を含む。)ではないこと

(2) 提出書類

- ①別紙様式4の認定申請書
- ②別に掲げる申請手続に従って、適切に証明書発行を実施できる体制を整えていることを示す以下に掲げる資料

- ア 定款の写し
- イ 組織の概要を示す資料
- ウ 組織の財務状況を示す資料
- エ 役員の氏名及び略歴
- オ 手数料に関する資料
- カ 申請者が株式会社である場合は、主要な株主構成
- キ 証明書発行人員、証明書発行体制、ISO認証等の第三者機関による特別な認定等について示す資料

(3) 申請先

(2) に掲げる書類を次のあて先に正本を2部提出すること。

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

水産庁漁政部加工流通課水産物貿易対策室 輸出担当

電話 03-3502-8111 (内線6610)

03-3501-1961 (直通)

FAX 03-3591-6867

(4) その他

農林水産省は、2. (2) による申請の審査に当たり、必要に応じ、申請者に対して2. (2) に掲げる資料以外の資料の提出等を求め、申請者が2. (1) の要件を満たすかどうか調査を行うこととする。

3. 認定証の交付

農林水産省消費・安全局長及び水産庁長官は2. により申請があった場合、2. (1) に掲げる要件を満たしているかを審査し、必要に応じて当該職員に立入調査を行わせた結果を踏まえ、証明書発行機関として適切であると認められる場合、申請者に対して別紙様式5の認定書を交付する。

4. 印章の届出

証明書発行機関は、認定書の交付後速やかに、別紙様式6により、証明書発行機関の印章を畜水産安全管理課及び加工流通課あてに届け出る。また、印章を変更しようとするときは、十分に時間的余裕をもって変更内容を届け出るものとする。

5. 証明書発行機関への指導・検査

(1) 指導

畜水産安全管理課及び加工流通課は、証明書発行機関に対し、証明書発行業務の適切な実施に当たり必要な指導を行うものとする。

(2) 検査

畜水産安全管理課及び加工流通課は、証明書発行機関に対し、証明書発行業務を適切に実施しているか確認する観点から、定期的に検査を行うものとする。

(3) 認定の取消

農林水産省消費・安全局長及び水産庁長官は、証明書発行機関について、次のいずれかの場合に該当するときは、当該証明書発行機関の認定の取消等必要な措置を講ずることができる。

- ① 2. (1) に掲げる認定要件を備えていないと認める場合
- ② 輸出者からの申請に対し、正当な理由なく証明書を発行しなかった場合
- ③ 証明書発行業務を行う上で不正行為があったと認められる場合
- ④ (2) の検査を受けることを拒否した場合
- ⑤ その他相当の理由があると認められる場合

6. 認定申請事項の変更及び認定の取消

認定申請時の申請事項について変更があったときは、証明書発行機関は、上記申請先に対し、別紙様式7によりその旨申請するものとする。

また、証明書発行機関がその認定の取消を希望する場合は、別紙様式8に必要な事項を記入の上、2. (3) のあて先に提出するものとする。